

破産申立をする方へ

・破産申立前に法律相談を受けることをお勧めします（法律相談窓口の一覧表は、破産係前の廊下に備え付けてあります。）。特に、あなたが破産状態にあるのか、免責を受けられるのかどうか、現在又は将来の仕事に影響はないかなどについてよく相談の上、破産申立てをして下さい。

なお、裁判所では法律相談は受け付けていません。

・財産（不動産など）がある場合には、破産手続費用として 50 万円程度が必要となることがあります。

・破産の申立はあなた（債務者）の住所地の地方裁判所（又はその支部）が取り扱うことになっています。

・申立書の作成は、破産申立書添付の「破産申立書の作成について」をよく読んでから行って下さい。

・破産申立をする前に、もう一度、記入もれがないか確認して下さい。

・申立の際には、申立書一式、戸籍謄本、住民票、添付資料（原則として写し）、費用等を持参して下さい。なお、午後は窓口が混雑しますので、できるだけ午前中（午前9時から12時）に申立をするようにして下さい。

横浜地方裁判所第三民事部破産係

破産申立をする方へ

当破産係では、破産申立事件の手続きをより迅速に処理するため、同時破産廃止が相当と思われる事件について破産予納金、郵便切手等を破産申立と同時に予納していただく取扱いとさせていただきましたので、ご協力をお願い致します。

予納していただくものは、次のとおりです。

1	破産予納金	金 20000 円
2	郵便切手(2300 円)	1040 円分×1 組 430 円分×2 組 80 円分×5 組
3	債権者宛の封筒	無地の封筒の表に各債権者ごとに住所と宛名書きをし、80 円切手を貼ったもの(裏には何も書かないでください。) … 1 組
4	申立人本人宛の封筒	無地の封筒の表に自分自身の住所と宛名書きをしたもの(切手は不要、裏には何も書かないでください。) … 2 通

なお、破産予納金は事件終了後に残額をお返し出来る場合がありますので、金 20000 円を予納する際には、保管金提出書の下段の返還のための振込口座を必ず記入してください。(特別な手続きの必要がなく、振込により返還されます。)。

以上、手続きの迅速処理及び早期の宣告のため、よろしくお願いします。